

## 社会福祉法人たんぽぽ福社会行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年 4月 1日～平成30年 3月31日までの 2年間

2. 内容

目標1：平成30年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり 平均年間 6日以上とする。
--

<対策>

- 平成28年 3月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成28年 6月～ 社内検討委員会での検討開始
- 平成29年 4月～ 計画的な取得に向けた職員会議での啓蒙実施
- 平成29年 5月～ 有給休暇取得促進のPR版掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の推進